

村山市入札会についての取り扱い規程

1. 入札会を中止する場合

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難と判断されるとき
- (2) 入札会を行うにあたり、失格者や入札辞退者により、入札参加者がいなくなったとき
- (3) 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合や、やむを得ない事由が生じたとき

2. 入札を無効・失格とする場合（注釈：積算内訳書の提出要件の入札）

- (1) 積算内訳書の提出がない者の行った入札
- (2) 積算内訳書の記載内容等を確認した結果、適正に積算が行なわれていないことが明らかなきとき
- (3) 低入札価格調査制度における経費区分ごとに算定した失格数値基準に該当する入札を行った場合。
- (4) 明らかに計算違いの金額が計上されている場合
- (5) 公表した入札予定価格を上回る金額のものがあった場合

3. 入札会を保留する場合

- (1) 各費目等の金額が全て同額のもの複数の入札参加者から提出された場合
- (2) 最低入札者が低入札調査基準価格を下回った場合

4. 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日